

○白岡市パブリックコメント手続要綱

平成19年3月30日

告示第111号

改正 平成25年3月29日告示第106号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメントの手続に関し必要な事項を定めることにより、市の施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の施策等の策定過程において、案の段階からあらかじめ公表し、広く市民等の意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮し、市として意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 施策等 総合計画等の市の基本的施策を定める計画又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有するもの、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市に対して納税義務を有するものその他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(パブリックコメント手続の実施)

第3条 市は、施策等の策定又は改廃に当たりパブリックコメント手続を実施するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 税金等の金銭徴収に関する条例、規則等の制定又は改廃に関するもの
- (2) 迅速又は緊急を要するもの
- (3) 実施機関に裁量の余地がないもの
- (4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他パブリックコメント手続と同

様の手続を行うもの

- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する直接請求により議会に付議するもの

（施策等の案の公表）

第4条 実施機関は、施策等の策定又は改廃をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 施策等の趣旨又は目的及び案を作成した経緯

(2) その他市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

- 3 前2項に規定する公表の方法は、実施機関が指定する場所での閲覧及び市ホームページへの掲載とする。ただし、施策等の案又は前項各号に規定する資料が著しく大量であるため公表が困難であると認めた場合は、所管課等における閲覧の方法により公表することができる。

- 4 実施機関は、前項の規定により公表を行うときは、市の広報紙等により事前に施策等の概要及び意見等の提出方法等を広く市民等に周知するものとする。

（意見等の提出）

第5条 施策等の案に対する意見等の提出期間（この項において「提出期間」という。）は、30日以上設けるものとする。ただし、30日以上提出期間を設けることができない特別の事情があるときは、当該提出期間を短縮することができる。

- 2 パブリックコメントに関する意見等の提出の方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便その他これに準ずる方法

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体である場合にあつては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）連絡先その他の市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第6条 実施機関は、施策等の策定又は改廃に当たりこの告示の規定により提出された意見等を考慮しなければならない。

2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民等から提出された意見等の概要、それに対する実施機関の考え方及び施策等の案を修正した場合における当該修正内容を公表しなければならない。ただし、白岡市情報公開条例（平成7年白岡町条例第20号）第6条に規定する公開しないことができる市政情報に該当するものは除く。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（意思決定過程の特例）

第7条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が第4条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策等の策定及び改廃を行うときは、パブリックコメント手続を実施しないで施策等の策定及び改廃の意思決定をすることができる。

（一覧表の作成）

第8条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件の一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期間、施策等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

（補則）

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に意思決定過程にある施策等については、この告示の規定は適用しない。

附 則（平成25年3月29日告示第106号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。